

静岡県公安委員会規則第24号

静岡県公安委員会等の所管する法令に基づく事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月12日

静岡県公安委員会委員長 松 永 由弥子

静岡県公安委員会等の所管する法令に基づく事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

静岡県公安委員会等の所管する法令に基づく事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年静岡県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>静岡県公安委員会等の所管する法令に基づく事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）第11条の規定に基づき、公安委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用して行う場合の方法その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔1〕 公安委員会等 静岡県公安委員会、静岡県警察本部長及び警察署長をいう。</p> <p>〔2〕 電子署名 <u>電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名</u>をいう。</p>	<p><u>静岡県公安委員会等の所管する法令等に基づく事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）第11条の規定その他関係する法令等の規定に基づき、公安委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に關し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔1〕 公安委員会等 静岡県公安委員会（以下「<u>公安委員会</u>」という。）、静岡県警察本部長（以下「<u>本部長</u>」という。）及び警察署長をいう。</p> <p>〔2〕 法令等 法律、法律に基づく命令及び警察庁の施策を示す通達をいう。</p> <p>〔3〕 電子署名 次に掲げるものをいう。</p>

(3) 電子証明書 電子署名を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するため用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であって、次に掲げるものをいう。

ア 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定するもの

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ウ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定により登記官が作成したもの

エ アからウまでに掲げるもののほか、公安委員会等が指定するもの

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

④ 電子証明書 申請等を行う者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

⑤ 申請等 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第3条第8号に規定する申請等のうち、公安委員会等に対して行われるもの

⑥ 処分通知等 情報通信技術活用法第3条第9号に規定する処分通知等のうち、公安委員会等が行うものをいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」といふ。）において使用する用語の例による。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 情報通信技術活用法第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他公安委員会等が必要と認める事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機（公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）から入力し、又は送信して行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され若しくは電磁的記録に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、情報通信技術活用法において使用する用語の例による。

（対象手続の公表）

第3条 公安委員会は、公安委員会等がこの規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等を、あらかじめ、当該手続等の根拠となる法令等の名称その他公安委員会等が必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（申請等の手続）

第4条 情報通信技術活用法第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機（公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。

2 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者は、当該申請等に係る事項を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し、申請等を行わなければならない。

3 前項の規定により申請等を行う者は、公安委員会又は本部長が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項

を、前項の電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。この場合において、書面等に記載されている事項又は記載すべき事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を入力し、又は送信するときは、当該電磁的記録を作成した年月日時を当該電磁的記録に記録して行わなければならない。

3 前2項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、次の各号のいずれかの措置を講ずるときは、この限りでない。

(1) 別表の左欄に掲げる法令の同表右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定

又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力しなければならない。この場合において、書面等に記載されている又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読取装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。

4 前2項の規定により申請等を行う者は、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会又は本部長が指定する申請等ごとに、公安委員会又は本部長により付された識別符号及び暗証符号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置としてそれぞれ公安委員会又は本部長が指定する措置を講ずる場合は、この限りでない。

(1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

めて割り当てられるもの（以下「ワンタイ
ムURL」という。）を受信し、当該ワンタ
イムURLを用いて申請部分に接続する措
置

② 公安委員会等が指定する方法により、申
請等を行った者を確認するための措置

4 法令の規定により同一内容の書面等又は電
磁的記録を数通必要とする申請等（副本又は
写しを正本と併せ必要とするものを含む。）を行
う者が、第1項又は第2項の規定により、
当該数通の書面等のうち1通に記載され若し
くは当該数通の電磁的記録のうち1通に記録
されている事項又はこれらに記載すべき若し
くは記録すべき事項を入力し、又は送信した
場合は、その他の同一内容の書面等に記載さ
れ若しくは電磁的に記録されている事項又は
これらに記載すべき若しくは記録すべき事項
が入力し、又は送信されたものとみなす。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第4条 情報通信技術活用法第6条第4項に規

② 電子署名及び認証業務に関する法律第4
条第1項の認定を受けた者が発行した電子
証明書

③ 電子署名等に係る地方公共団体情報シス
テム機構の認証業務に関する法律（平成14
年法律第153号）第3条第1項に規定する署
名用電子証明書

5 公安委員会等は、第2項の規定により申請
等を行う者が、第3項に規定する事項を入力
する場合において、当該申請等を行う者の定
款に記載された事項をインターネットを利用して
公衆が閲覧することができる状態に置い
ている場合であって、公安委員会等が当該事
項を確認するために必要な事項を当該申請等
に併せて入力するときは、当該申請等につい
て規定した法令等の規定にかかわらず、当該
定款に記載された事項の入力を要しないこと
とができる。

6 法令等の規定により同一内容の書面等を数
通必要とする申請等（副本又は写しを正本と
併せ必要とするものを含む。）を行う者が、第
2項及び第3項の規定により、当該数通の書
面等のうち1通に記載されている事項又はこ
れらに記載すべき事項を入力した場合は、そ
の他の同一内容の書面等に記載されている事
項又はこれらに記載すべき事項が入力された
ものとみなす。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第5条 情報通信技術活用法第6条第4項に規

定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置とする。ただし、次の各号のいずれかの措置を講ずるときは、この限りでない。

(1) 別表の左欄に掲げる法令の同表右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、第3条第1項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信する措置

(2) 公安委員会等の指定する方法により、申請等を行った者を確認するための措置

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第5条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合

(3) 前2号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(前条第4項に定める電子証明書に限る。)と併せてこれを送信する措置その他申請等を行った者を確認するための措置として前条第4項ただし書に規定する措置とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第6条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会又は本部長が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会又は本部長が認める場合

(3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第4条第2項又は第3項の規定による入力が困難である場合

(4) 前3号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

2 前項の場合において、申請等(前項に規定する部分に限る。)は、電子情報処理組織を使

2 前項の場合において、第3条の規定により申請等を行う者は、書面等（前項に規定する部分に限る。）を提出しようとするときは、公安委員会等が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。

（手続の公表）

第6条 公安委員会は、公安委員会等が情報通信技術活用法の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法により手続等を行わせ、又は行うこととするときは、あらかじめ、当該手続等の根拠となる法令の名称、条項その他公安委員会等が必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から1週間以内にしなければならない。

3 第1項の場合において、第4条第2項及び第3項の規定により申請等を行う者は、書面等（第1項に規定する部分に係るものに限る。）を提出しようとするときは、公安委員会又は本部長が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。

（処分通知等の手続）

第7条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第7条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行う場合は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機（公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、処分通知等を行わなければならない。

2 公安委員会等は、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該処分通知等の内容を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

3 前項の場合において、公安委員会等は、公安委員会又は本部長が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第8条 情報通信技術活用法第7条第1項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の第4条第2項に規定する方法による公安委員会等への届出

(処分通知等に係る署名等に代わる措置)

第9条 情報通信技術活用法第7条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として公安委員会又は本部長が定める措置とする。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第10条 情報通信技術活用法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会又は本部長が認める場合

(委任)

第7条 この規則に定めるものほか、この規則の施行に関し必要な事項は、静岡県警察本部長が別に定める。

別表（第3条、第4条関係）

法令	規定
<u>道路交通法（昭和35年法律第105号）</u>	<u>第74条の3第5項並びに第78条第1項、第4項及び第5項</u>
<u>警備業法（昭和47年法律第117号）</u>	<u>第9条（警備業者が、その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内で警備業務（内閣府令で定めるものを除く。）を行うとするときの届出書の提出に係る部分に限る。）、第10条第1項、第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項</u>
<u>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）</u>	<u>第8条第1項</u>
<u>重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）</u>	<u>第10条第3項</u>

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると公安委員会又は本部長が認める場合

(委任)

第11条 この規則に定めるものほか、この規則の施行に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

<u>道路交通法施行規則</u> （昭和35年総理府令第60号）	<u>第5条第1項、第8条第1項及び第8条の5第1項</u>
<u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則</u> （平成3年国家公安委員会規則第4号）	<u>第17条第1項</u>
<u>古物営業法施行規則</u> （平成7年国家公安委員会規則第10号）	<u>第14条の2（古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所の所轄警察署長を経由して行う届出書の提出に係る部分に限る。）</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和7年12月15日から施行する。
- 2 この規則による改正後の静岡県公安委員会等の所管する法令等に基づく事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第6条第2項の規定は、同項に規定する日が施行日以後である申請等について適用する。